

学校いじめ防止基本方針

姫路市立広畑第二小学校
令和6年 9月 改訂

1 はじめに

本校は、教育目標「未来に生きるたくましい力の育成」を掲げ、「思いやる子」「自ら学ぶ子」「きたえる子」の育成をめざして、小中一貫教育・保幼小連携を推進しながら保護者や地域の協力体制のもと、特色ある教育活動を進めている。

本校のめざす教育活動を達成するためには、学校教育の根幹である豊かな授業創造に取り組むとともに、いじめをしない、いじめを許さない人間関係づくりを進め、児童が安心・安全に活動することができる学校づくりを推進することが何よりも大切である。

そのために、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」に基づいた指導体制を整備し、いじめが起こらない穏やかで落ち着いた学校風土を醸成するとともに、いじめの早期発見に努め、迅速かつ組織的に解決に向けた対応を図るため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。ゆえに、いじめ問題への対応は学校における最重要課題に位置付けられ、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域の力も積極的に活用することが必要である。

以上のような考え方のもと、いじめは、どの児童にもどの学級にも起こりうるという認識を踏まえ、すべての教職員が、いじめの未然防止の観点を持つことが重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できるように促し、いじめを生まない土壌づくりに取り組むことが重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いに認め合い尊重し合う態度などを育てるとともに、日々の生活でのストレスに適切に対処する力を育てることも必要である。

また、定期的な調査や日頃の相談体制など、いじめの早期発見のための環境整備、いじめが認知された場合の組織的な体制整備も必要かつ十分に構築することが重要である。

本校では、以上のような考え方をもとにし、いじめ問題の克服を目指して取り組んで行くものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめに該当するか否かを判断する際は、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に注目して、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

(3) いじめの理解

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ⑩ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

(4) 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

- ① 小学校低学年
 - ア 善悪の判断と規範意識の基礎を形成する。
 - イ 自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、温かい心で相手に接する態度を養う。
- ② 小学校高学年
 - ア 自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。
 - イ 公德心を持って法や決まりを守る態度を育成する。

(5) いじめの問題の克服に向けた学校の基本的な役割

いじめの問題の克服のため、学校は以下のような役割を果たし、児童一人一人の成長を促さなければならない。

- ア 学校における全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。
- イ 学級活動、児童会活動、学校・家庭・地域ふれあい事業(姫路フレンドフル事業)等を通して、児童に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等に潜む危険についての知識を学ばせる。
- ウ 児童に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに、自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。
- エ 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い児童理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。
- オ 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。
- カ 複雑化・多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

3 いじめ防止等に関する校内組織と指導体制

(1) 校内組織及び日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1：校内指導体制及び関係機関との連携

また、管理職、校内生活指導担当、校外生活指導担当、各学年生活指導担当、養護教諭で生活指導委員会を毎月 1 回開き、学校生活のルールの確認や、問題行動、気になる児童などについての情報を共有する。各学年で事前に話し合い、また、事後に報告を行うことで、全教員で同一歩調の対応をとっていく。配慮を要する児童については、進級での引き継ぎをしっかりと行い、次年度の指導に生かす。

(2) 学校評価への位置づけ

学校いじめ防止基本方針に基づく指導体制や実施状況を学校評価の項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するものとする。

4 いじめ未然防止のための指導計画

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で、児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

- ・学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成
- ・道徳・人権学習の充実
- ・ライフスキル教育の充実
- ・学習指導の充実
- ・特別活動の充実
- ・小中一貫教育の推進
- ・教職員の資質向上
- ・地域・PTA とのかかわり

別紙 2：いじめ未然防止及び早期発見のための年間指導計画

5 いじめ早期発見のための指導計画

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。また、いつでもいじめが起り得るという前提を教職員の間で共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

(1) いじめアンケートの実施

いじめに関するアンケートを各学期に 1 度ずつ（年 3 回）行う。このアンケートでは、自分だけのことだけではなく、クラス内外を問わず、いじめがあるかないかを答えられるようにし、幅広く情報を収集できるようにする。また、1・2 学期のアンケートは、生活実態調査に、いじめに関するアンケートを含め、児童にとって答えやすい形式にする。アンケート実施後は、児童と個別に面談を行う。普段の生活の中で困っていることや気になっていることを児童から直接聞き、指導に生かしていく。このようなアンケートと面談を、児童生徒・学級の実態に応じて、随時行っていくこととする。

(2) 教職員用チェックリスト

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 3：チェックリスト

(3) 相談しやすい環境づくり

教職員は、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との情報連携を進める。学校だけでは解決が困難な事案については、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

6 いじめ早期対応のための指導計画

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応委員会を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関連携の下で取り組む。いじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4：組織的対応

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童生徒に対して、情報モラル教育を充実させるとともに、保護者への啓発に努める。インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合には、児童生徒からの聞き取りを迅速に行い、事案によっては、専門的な機関と連携して対応する。

8 重大事態

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

(2) 重大事態への対応

- ① 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。
- ② 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって調査し、事態の解決に当たる。その際、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家及び第三者を加え、「姫路市いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、事実にしつかりと向き合う姿勢が重要である。
- ③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。その上で、具体的かつ実効性のある再発防止策の検討を行い、実施する。

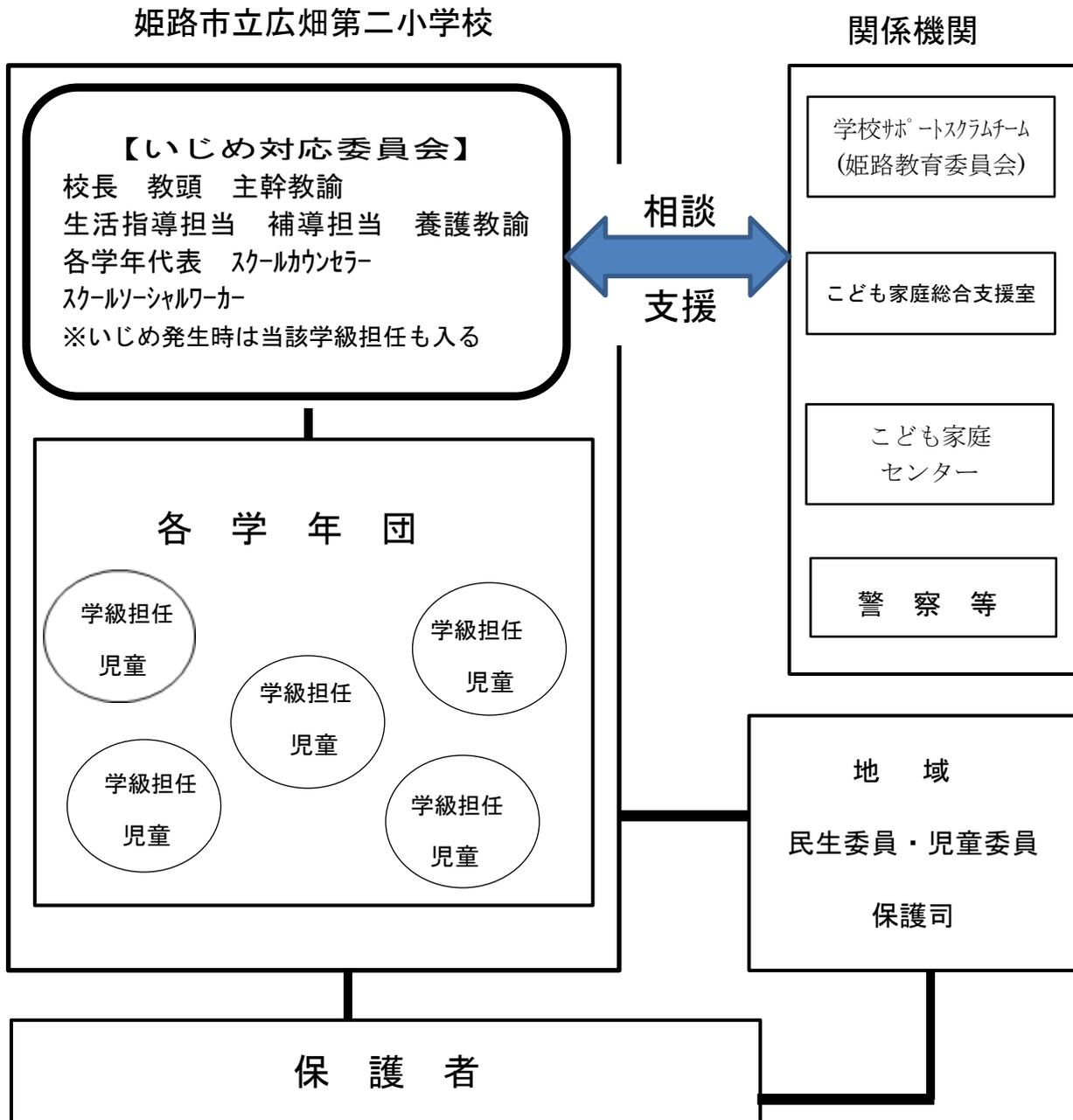
別紙5：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

9 その他の事項

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止についての児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

校内指導体制及び関係機関との連携



いじめ対応委員会の具体的役割

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- (イ) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (ウ) 実態把握や情報収集を目的とした取組
- (エ) いじめに関わる情報を認知した際の組織的な対応
- (オ) 事実関係の把握といじめか否かの判断
- (カ) いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- (キ) 保護者や地域社会への情報提供
- (ク) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

いじめ未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会・研修等	未然防止のための取組	早期発見のための取組
4月	いじめ対応委員会 基本方針・指導計画の 共通理解	学級・学年づくり 人間関係づくり いじめに関する学級指導	1 学期生活指導 居住地確認 学級懇談会
5月	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 毎月定例会議 生活指導委員会 事案発生時 いじめ 対応委員会開催 </div>	迎える会（異学年交流） 修学旅行 学校評議員会 自然学校	
6月		全校集会（異学年交流）	生活（いじめ）アンケート 教職員用チェックリスト
7月		校区人權学習会	夏季休業前生活指導
8月	教職員研修 (カウンセラ ^g マインド ^o)		
9月		人間関係づくり 道徳授業公開（オープンスクール） 学校評議員会	2 学期生活指導
10月		中人研 スポーツフェスティバル	
11月		全校集会（異学年交流） サイバー犯罪防犯教室	生活（いじめ）アンケート 教職員用チェックリスト
12月		冬季休業前生活指導	個人懇談会
1月	取組状況等を 点検・評価 (学校評価)	学校評議員会	3 学期生活指導
2月			いじめアンケート 学級懇談会
3月	本年度のまとめ	6年生ありがとうの会 春季休業前生活指導 小中連絡会	

いじめ早期発見チェックリスト

〈教室・校舎内の様子〉

- 朝、靴箱の靴が乱れている。また、靴箱に靴が見当たらない。
- 掲示物が破れたり、はがれたりしている。黒板や机に落書きがある。
- 教室や廊下にごみが多く落ちている。
- 机が乱れている。特定の児童の机が離れたり、中の持ち物が外に出たりしている。

〈グループの様子〉

- グループ分けをすると特定の児童だけが残っている。
- 班活動をすると特定の児童だけが活動に参加できない。
- ちょっとしたことでも特定の児童をからかったり冷やかしたりする。
- クラスやグループの中で周囲の者の顔色をうかがっている児童がいる。
- 授業中に、特定の児童に冗談めいた声をかけたり物を投げたりしている。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないように物を投げたりメモを回したりする
- 楽しそうにじゃれ合って遊んでいるように見えるが、常に特定の子が苦しい目にあっている。

〈いじめられている児童〉

- 休み時間一人でいることが多く、ささいなことに敏感に反応する。
- 遅刻や欠席、早退が増えてきている。
- 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる。
- 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 人と話すとき視線を合わせようとしない。
- いじめアンケートを出さなかったり、逆に多くの記述をしたりする。
- 教職員の近くにいたがる。
- 持ち物や机に落書きなどのいたづらをされる。また、壊されたり隠されたりする。
- 靴を違う靴箱に入れられたり隠されたりする。
- 給食のおかずを取られたり、無理やり入れられたりする。
- 発言すると冷やかされたりからかわれたりする。
- 一人だけで掃除をしていたり、ゴミ捨てなどいつも特定の仕事をさせられていたりする。
- 服が不自然に汚れていたり、ボタンがとれていたり、破れていたりする。
- 身体に傷やあざがある。
- 学校にお金を持ってくる。
- けがをすることが多く、その状況と本人の言う理由が一致しない。
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなったりする
- 教室へよく遅れて入ってくる。

〈いじめている児童〉

- 教職員によって言動や態度を変える。
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- グループで行動し、他の児童を威嚇したり、指示をしたりする。
- 人の物を使ったり、とりあげたりする。

組織的対応

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、ひとりで抱え込まず、**周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断することが重要**。初期対応の遅れが命取りになる場合が多い。管理職・生活指導担当に積極的に話を持ちかけ、相談する。**対応についても、組織で動き、複数で対応する**。

○ いじめが疑われる情報があった場合やいじめの兆候を発見した場合

当該学年学級担任・学年代表・学年団に加え、「いじめ対応委員会」による学校組織で対応する。

- 1, 当事者双方及び、周りの児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行う。
- 2, 「いじめ対応委員会」で情報を共有し、いじめであるか否かの判断を行う。
- 3, 指導方針・対応する教職員の役割分担を明確にし、全教職員の共通理解を図る。
- 4, 事案に応じて、教育委員会や関係機関との連携を図る。

○ 児童生徒への指導・支援

- 1, いじめを受けた児童生徒や、情報提供した児童生徒の心配や不安を取り除く。
- 2, いじめを行った児童生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、人間的成長につながるような働きかけを行う。
- 3, いじめを行っていた児童生徒といじめを受けた児童生徒との関係修復の場を設定する。
- 4, はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 5, いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

○ 保護者との連携

- 1, いじめを受けた児童生徒の保護者に、具体的な事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。
- 2, いじめを行った児童生徒の保護者に、事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

○ 事後の対応

- 1, 学校は担任一人だけでなく、学年団や授業に関わる教職員また学校全ての教職員が見守りを続け、情報交換に努める。
- 2, 家庭との連携を密にし、また外部人材の積極的活用等により見守りを続けるなど、定期的な情報交換に努める。
- 3, スクールカウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

○ いじめの解消

謝罪だけではなく、少なくとも次の2点が満たされていることで、いじめの解消とする。

- 1, 心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が、少なくとも**3ヶ月**は継続していること。
- 2, いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、**本人及びその保護者への面談等により確認**されていること。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	フィック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p7～8参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	□
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	□
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	□
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	□
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	□
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	□
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	□
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるように、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	□
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	□
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	□
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	□